

# 一般社団法人旭川歯科医師会

## 旭川歯科学院専門学校授業料免除規則

(目的)

第1条 この規則は、経済的に困窮し納付金の支払いが困難である学生を対象に、授業料の免除を行うことを目的とする。

(免除金額)

第2条 学生一人に対する1年間の免除額は、年間の授業料の半額に相当する額とする。

(対象者)

第3条 授業料免除の対象者は、次の(1)、(2)に該当する者とする。

(1) 旭川歯科学院専門学校(以下「本校」という。)に在学中であり、勉学に対する意欲がある学生のうち、世帯の経済状況が次のア)～ウ)のいずれかの要件に該当していること。

ア) 生活保護法による保護費の受給

イ) 個人住民税(市区町村税及び都道府県民税)所得割が非課税(税額控除前の所得割額が0円)

ウ) 所得税が非課税(税額控除前が0円)

エ) 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変

(2) 学習の目的を定め、そのために必要な本校の講義、実習等を受講し、その結果について自己評価(必要においては教員による評価)を実施し、本校を通して次のア)～イ)等の北海道への報告、調査に協力できる者。

ア) 北海道が派遣する就学支援アドバイザーからのアドバイスを受けること

イ) 記名式のアンケート調査やヒヤリング調査への協力

(3) 上記の(1)及び(2)を満たしていても、次の者は対象者とならない。

ア) 国の「被災児童生徒就学支援事業」を活用した被災者向け支援事業により都道府県から支援を受けている者

イ) 外国留学生

ウ) 複数の専門学校に在籍している者で、本校以外の専門学校から経済的理由により授業料免除を受けている者

(申請期間及び申請方法)

第4条 授業料免除申請期間は、4月1日から7月1日までとし、当年度授業料を免除の対象とする。

2 上記期間内に「授業料免除申請」に必要な書類(別に定める)を添付し、本校に提出する。

3 前年度に免除申請を行った者で、次年度も免除を希望する者は、次年度に改めて申請を行う必要がある。(前年度の免除結果が自動的に継続されることはない。)

(対象者の選定)

第5条 本校に設置された選考委員会において、書類審査及び面接並びに成績により厳正に選考する。なお、免除決定後は、過払い分の授業料は速やかに返金する。

(規則の改廃)

第6条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、理事会の議決を経て、会長は総会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年5月19日から施行する。

この規則は、平成29年7月20日から施行する。